

平成20年生駒市教育委員会第5回定例会会議録

1 日 時 平成20年5月30日(金) 午後2時

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 審査事項

- (1) 臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市立学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について）
- (2) 臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市社会教育委員の委嘱について）
- (3) 臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市社会教育委員の解嘱について）
- (4) 臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市スポーツ振興審議会委員の解嘱について）
- (5) 平成20年児童・生徒・園児数について
- (6) 生駒市社会教育施設使用料等見直し検討委員会の設置について
- (7) 生駒市男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (8) 生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について
- (9) 生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について
- (10) 平成20年生駒市議会第3回(6月)定例会提出議案の意見について

4 出席委員

委員長	中 井 公 人	委 員(委員長職務代理者)	中 田 和 子
委 員	村 田 浩 子	教育長	早 川 英 雄

5 欠席委員 なし

6 事務局職員出席者

教育総務部長	大津輪 幹 夫	生涯学習部長	長 田 二 郎
教育総務課長	峯 島 妙	教育指導課長	西 井 久 之
人権教育課長	宿 賀 忍	学校給食センター所長	奥 谷 茂 治
生涯学習課長	奥 村 直 幸	中央公民館長	松 本 裕 孝
南コミュニティセンター館長	上 埜 秀 樹	北コミュニティセンター館長	奥 田 好
図書会館長	平 井 克 典	スポーツ振興課長	中 井 宏
教育指導課長補佐	井 上 廣	人権教育課長補佐	生 駒 芳 弘
生涯学習課長補佐	西 野 敦	男女共同参画プラザ所長	安 田 潤 子

芸術会館長
書記

行 元 政 樹
楠 下 崇 子

スポーツ振興課長補佐
書記

吉 岡 秀 高
村 田 充 弘

7 傍聴者 3名

午後2時 開会

○中井委員長：ただ今から、平成20年生駒市教育委員会第5回定例会を開催いたします。

~~~~~

○中井委員長：日程第1、前回会議録の承認を議題といたします。

会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、別紙のとおり調製することに決定いたしました。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

私から本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を本日午後2時から午後5時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、第5回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午後2時から午後5時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第3、諸般報告ですが、来月の行事予定について、各部庶務担当課長から報告を受けます。教育総務部について、教育総務課、峯島課長、お願いいたします。

《 峯島課長 報告 》

○中井委員長：生涯学習部について、生涯学習課、奥村課長、お願いいたします。

《 奥村課長 報告 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第4、報告第8号「臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市立学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について）」を議題といたします。

学校給食センター、奥谷所長から報告を受けます。

○奥谷所長：ただ今、議案となっております日程第4、報告第8号「臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市立学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について）」ご説明いたします。

本規則の改正理由といたしましては、附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針が、平成20年4月1日から施行されましたことに伴いまして、同指針第3条附属機関の設置に係る留意事項第2号及び第4条委員の選任に係る留意事項第2号の規定により改訂するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、構成委員の数を25名から15名にいたしますとともに、市議会議員から委員を選任しないこととし、教育委員会が必要と認める者を選任できるように改めましたのが主な内容でございます。

このことにつきましては、生駒市教育員会教育長に対する事務委任等に関する規則第5条第2項により、平成20年5月1日に臨時代理いたしましたので、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第4、報告第8号「臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市立学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について）」は、報告のとおり承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第5、報告第9号及び日程第6、報告第10号ですが、いずれも臨時代理につき承認を求めることについてでございますので、この2議案については、一括議題といたします。

それでは、生涯学習課、奥村課長、よろしくお願いいたします。

○奥村課長：それでは、日程第5、報告第9号「臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市社会教育委員の委嘱について）」をご説明申し上げます。

これにつきましては、選出母体であります、生駒市校園長会の役員改選がございまして、生駒市社会教育委員の委嘱について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第5条第2項の規定により報告申し上げますのでございます。

内容といたしましては、生駒市校園長会から森脇彬様に代わり、大原裕様を推薦いた

だき、委嘱したものであり、任期につきましては、前任者の残任期間でございます、平成21年7月31日までとなります。

続きまして、日程第6、報告第10号「臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市社会教育委員の解嘱について）」をご説明申し上げます。

この案件につきましては、生駒市社会教育委員として委嘱しておりました、議会選出の小笹浩樹議員から、平成20年5月11日付で、附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針第4条第2号に基づき、辞任届が提出されたことに伴う解嘱について生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第5条第2項の規定により、臨時代理いたしたもので、ご報告申し上げます。ご承認の程よろしくお願い申し上げます。

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第5、報告第9号「臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市社会教育委員の委嘱について）」及び日程第6、報告第10号「臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市社会教育委員の解嘱について）」は、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第7、報告第11号「臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市スポーツ振興審議会委員の解嘱について）」を議題といたします。
スポーツ振興課、中井課長から報告を受けます。

○中井課長：日程第7、報告第11号「臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市スポーツ振興審議会委員の解嘱について）」ご説明申し上げます。

この案件につきましては、生駒市スポーツ振興審議会委員として委嘱しておりました、議会選出の中谷尚敬議員及び中浦新吾議員から、平成20年5月11日付けで、先ほどご報告いたしました「生駒市社会教育委員の解嘱について」と同様、附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針第4条第2号に基づき、辞任届が提出されたことに伴う解嘱について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第5条第2項の規定により、臨時代理いたしました委員解嘱について、ご報告申し上げます。ご承認の程よろしくお願い申し上げます。

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第7、報告第11号「臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市スポーツ振興審議会委員の解嘱について）」は、報告のとおり承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第8、報告第12号「平成20年児童・生徒・園児数について」を議題といたします。

教育総務課、峯島課長から報告を受けます。

○峯島課長：それでは、日程第8、報告第12号「平成20年児童・生徒・園児数について」ご説明いたします。

本件につきましては、去る5月1日現在で行われました、学校基本調査を踏まえまして、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第6条第5号の規定により、ご報告いたすものでございます。

まず、小学校につきましては、児童総数6,964名、昨年度と比較いたしまして、学級数が12クラスの増となっております。また、児童数は、126名の増となっております。

学級数12クラス増のうち、今年度から市独自で小学校1年生30人学級実施によるクラス増は、6クラスとなっております。

なお、教室不足により、30人学級編制を実施できない、生駒小・生駒台小・壺分小の3校につきましても市費講師を配置し、1年生で少人数指導を実施しております。

続きまして、中学校でございますが、生徒総数2,915名で、昨年度と比べまして、学級数は4クラス増、生徒数は59名の増となっております。

ちなみに、1学級当たりの児童生徒数ですが、小学校は31.4、同じく中学校は32.4人となっております。昨年度と比較してほぼ横這いの状況となっております。なお、小学校1年生は、30人学級実施により、27.4人となっております。

幼稚園につきましては、園児総数1,762名となっております。昨年度と比べまして、学級数は2クラス増、園児数は115名の増となっております。

これは、今年度から、3歳児のクラス定員を20名から25名にしたこと、生駒台幼稚園を除く8園で、3歳児入園希望者を全員受け入れたことにより、3歳児全体で学級数5クラス増、園児数で111名の増となっております。

以上、簡単ではございますが、ご報告をさせていただきます。

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：少子化の時代に、生駒市においては、幼稚園から中学校まで児童生徒数が増えており、大変嬉しいことです。行政担当としては大変かもしれませんが、うまく対応していただきたいと思います。

それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第8、報告第12号「平成20年児童・生徒・園児数について」は、報告のとおり承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第9、報告第13号「生駒市社会教育施設使用料等見直し検討委員会の設置について」を議題といたします。

生涯学習課、奥村課長から報告を受けます。

○奥村課長：日程第9、報告第13号「生駒市社会教育施設使用料等見直し検討委員会の設置について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、生駒市社会教育施設等減免見直し検討委員会から、本年1月に社会教育施設等減免の取扱いにつきまして、一定のご提言をいただきました。

本年度はこの提言を踏まえて、社会教育施設等の使用料の見直しや使用時間区分の細分化、公民館のあり方などについて検討するため、「生駒市社会教育施設使用料等見直し検討委員会設置要綱」を策定し、社会教育委員、公民館運営審議会委員、諸団体の代表、市民公募及び学識経験者を交え、社会教育施設使用料等について、来年3月をめどに方針を決めるべく、見直し検討を進めてまいりたいと考えております。

以上のとおり報告申し上げます。

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第9、報告第13号「生駒市社会教育施設使用料等見直し検討委員会の設置について」は、報告のとおり承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第10、報告第14号「生駒市男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

生涯学習課、奥村課長から報告を受けます。

○奥村課長：日程第10、報告第14号「生駒市男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、現在、市長から男女共同参画にかかる事務事業の補助執行命令を受けておりますので、その補助執行の明確化、拠点施設である男女共同参画プラザの設置及び休日等を定めるため、規則の条文整理を行うものでございます。

以上、ご審議の程よろしくお願ひします。

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第10、報告第14号「生駒市男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、報告のとおり承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第11、議案第11号「生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

生涯学習課、奥村課長から説明を受けます。

○奥村課長：日程第11、議案第11号「生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、生駒市コミュニティセンターの定例的な管理等の事務につきまして、本年6月から男女共同参画プラザで行うため、規則の改正を行うものでございま

す。

主な改正内容といたしましては、生駒市コミュニティセンターの使用許可や、使用料の徴収及び還付に関する事などの専決権限を、男女共同参画プラザ所長に持たせること等を規定するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○中井委員長：ただ今、ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第11、議案第11号「生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第12、議案第12号「生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：日程第12、議案第12号「生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、平成20年度から所得税で控除しきれない住宅借入金等特別税額控除等を市民税所得割課税額から控除することとなったところですが、幼稚園就園奨励費補助金は、市民税所得割課税額に基づき、各所得階層区分の支給対象範囲を設定しているため、各階層区分に移動が生じないよう取り扱う必要があります。そのため、審査対象となる市民税の所得割課税額について、文部科学省の通知に基づき、住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額とするものです。

改正内容といたしましては、「保育料等減免処置に関する調書」の様式第1号中、幼児の所属する世帯の状況の欄の「市町村民税課税額」の内訳に、従来からの「均等割額」「所得割額」に加えて「住宅借入金等特別税額控除等の額」の記入欄を追加します。

以上、簡単ではございますが、ご説明させていただきます。

○中井委員長：ただ今、ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ござ

いませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第12、議案第12号「生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第13、議案第13号「平成20年生駒市議会第3回（6月）定例会提出議案の意見について」を議題といたします。

5件ありますので、説明を求めます。

まず始めに、「平成19年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書」です。

教育総務課、峯島課長お願いします。

○峯島課長：日程第13、議案第13号「平成20年生駒市議会第3回（6月）定例会提出議案の意見について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるものでございまして、今回、教育委員会関係の市議会への提出議案は5件ございます。順次ご説明いたします。

まず1件目、「平成19年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書」でございしますが、去る平成20年3月議会におきまして、繰越明許費予算の承認をいただきました事業について、繰越額が確定いたしましたのでご報告させていただくものでございます。

まず、款 教育費、項 小学校費の小学校施設整備事業につきましては、国の当初予算及び補正予算により、平成19年度の耐震事業として、生駒南小学校及び生駒北小学校が補助採択されたことに伴い、工事請負費及び工事監理委託料187,300千円の補正をお願いしておりましたが、設計金額が予想を下回ったことから、差し引き、175,300千円を繰越させていただいております。

なお、工事は学校の夏休み期間中を利用して実施することから、生駒北小学校は5月23日に一般競争入札を行い、契約締結を終えております。

また、生駒南小学校は6月3日に一般競争入札を行い、請負業者を決定する予定でございします。

また、情報教育推進事業の生駒北小学校校内LAN整備工事につきましては、予算の

繰越をお願いしておりましたが、年度内に終わることができましたので計上しておりません。

次に、款 教育費、項 中学校費の中学校施設整備事業でございますが、小学校同様、国の予算措置に伴うもので、生駒南中学校及び生駒北中学校が補助採択されたことに伴い、工事請負費及び工事監理委託料 202,000 千円を同額で繰越させていただいております。

工事は学校の夏休み期間中を利用して実施することから、両校とも 6 月 3 日に一般競争入札を行い、請負業者を決定する予定でございます。

同じく、項 中学校費の生駒中学校改築事業でございます。

この事業は平成 19 年度、平成 20 年度の 2 ヶ年の債務負担行為のご承認をいただき、実施しているものであり、建築確認許可に時間を要し、予定通り工事を進められなかったことから、工事請負費 400,000 千円の繰越をお願いしたものでありまして、現在は、順調に工事を進めているところです。

続きまして、款 教育費、項 幼稚園費の幼稚園施設整備事業につきましては、小・中学校同様、国の予算措置に伴う、なばた、桜ヶ丘及び壱分幼稚園、各幼稚園の園舎増築と、高山幼稚園園舎屋根改修工事に伴う予算で、100,000 千円の繰越をお願いしたところであり、契約済み事業の入札差額分を差し引き、99,661,500 円を繰越させていただくものです。

この 3 幼稚園につきましては、平成 21 年度からの受入れに間に合うよう、入札等の手続きを進めてまいります。

また、高山幼稚園園舎屋根改修工事につきましては、平成 19 年度内に契約を締結し、4 月中に工事を終えております。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今、ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：続きまして「生駒小学校東館改築工事請負契約の締結について」を議題といたします。

教育総務課、峯島課長お願いします。

○峯島課長：続きまして、「生駒小学校東館改築工事請負契約の締結について」ご説明を申し上げます。

本案につきましては、昭和 32 年建築の、築後 51 年経過した建物を、老朽化に伴いまして改築するもので、現在、「ことばの教室」として使用しておりますが、既設校舎の耐震化や学童保育所の増設などによりまして、教室が不足することから、2 階建て校舎を 3 階建てに改築するものです。

契約の内容でございますが、事後審査型条件付一般競争入札により、5月23日に入札執行したところ、9社が入札し、169,018,500円で奈良市の谷建設株式会社が落札し、同社と仮契約を締結いたしました。

工期は、契約の日から平成21年3月31日までで、年度内に工事を終え新年度からの利用を考えております。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

○中井委員長：ただ今、ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：続きまして「生駒台小学校南館改築工事請負契約の締結について」を議題といたします。

教育総務課、峯島課長お願いします。

○峯島課長：続きまして、「生駒台小学校南館改築工事請負契約の締結について」ご説明を申し上げます。

本案につきましては、昭和41年建築の、築後42年が経過した建物で、旧耐震基準建築物のため耐震診断した結果、コンクリート強度不足により、補強が出来ないとの判定を受けたことにより改築するものです。

また、本校は、校区内の宅地開発等により、児童数が増加していることと合わせまして、生駒台幼稚園の園児も増加しております。

このことから、隣接する生駒台小学校校舎を保育室として利用している関係から、平成21年度からの3歳児入園希望者全員受入れにより、さらに教室が不足すると考えており、2階建て校舎を3階建て校舎に改築するものでございます。

契約の内容でございますが、事後審査型条件付一般競争入札により5月23日に入札執行したところ、4社が入札し、492,185,925円で奈良市の大日本土木株式会社 奈良営業所が落札し、同社と仮契約を締結いたしました。

工期は、契約の日から平成21年3月31日までで、年度内に工事を終え新年度からの利用を考えております。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

○中井委員長：ただ今、ご説明いただきましたが、皆様から何かご意見、ご質問等ございませんか。

○村田委員：昨日、生駒台幼稚園と生駒台小学校を訪問させていただきました。幼稚園舎と小学校舎がつながっており、この構造上の利点を生かして、今後も幼小連携教育がより一層推進されていくことに期待しております。

工事に関する質問ですが、これから夏の暑い時期を迎えますが、生駒台小学校運動場に建てるプレハブにはエアコンは付いているのでしょうか。

○峯島課長：エアコンは付けます。なお、生駒台小学校では、去る5月24日に運動会が終わっておりまして、その後、運動場に仮設校舎を建てますが、今年度内に南館の改築工事が終わり、来年度には仮設を撤去する予定です。

○中井委員長：続きまして、「壱分小学校校舎増築工事請負契約の締結について」を議題といたします。

教育総務課、峯島課長お願いします。

○峯島課長：続きまして「壱分小学校校舎増築工事請負契約の締結について」ご説明を申し上げます。

本案につきましては、壱分小学校校区内の住宅建設等による児童数の増加や、第1学年の30人学級編制の実施に伴い、教室が不足することから、校舎の増築を行うものです。

また、学級数の増加により、狭隘な職員室や給食配膳室についても合わせて改修を行うものです。

契約の内容ですが、事後審査型条件付一般競争入札により5月23日に入札執行したところ、9社が入札し、165,123,000円で生駒市の京和建设株式会社が落札し、同社と仮契約を締結いたしました。

工期は、契約の日から平成21年3月31日までで、年度内に工事を終え新年度からの利用を考えております。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

○中井委員長：ただ今、ご説明いただきましたが、皆様から何かご意見、ご質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

(早川教育長は公務により途中退席)

○中井委員長：続きまして「小学校及び中学校情報教育用機器の取得について」を議題といたします。

教育総務課、峯島課長お願いします。

○峯島課長：続きまして、「小学校及び中学校情報教育用機器の取得について」ご説明を申し上げます。

本案につきましては、情報教育の環境整備を図るため、児童生徒用のパソコン等の情報関係機器の購入に伴うもので、小学校におきましては「情報科」を設け、情報教育を

推進するとともに、中学校では、学習効果の向上や分かりやすい授業を展開し、学力の向上を図っております。

今回購入する主な機器は、平成14年度にパソコン教室に導入した、小学校1校、中学校3校のパソコンを更新するとともに、教職員の事務効率を向上させるため、全小中学校に各2台のパソコンを配置するものです。

契約内容でございますが、28社を指名し、5月20日に指名競争入札を行いましたところ、41,611,500円で、東大阪市の株式会社ライオン事務器が落札し、同社と仮契約を締結いたしました。

契約納期は、契約の日から平成20年8月31日までとして、2学期からの利用を考えております。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今、ご説明いただきましたが、皆様から何かご意見、ご質問等ございませんか。

○村田委員：パソコンを新たに配置するのは、パソコンの耐久年数によるものですか。

○峯島課長：セキュリティーや保守の関係上、5年間をめぐりに買い換えていくようにしております。今回配置するパソコンは、平成14年度に購入したもので、通常より少し長めに使わせていただきました。

パソコン教室にあるパソコンはすべて入れ替えますが、入れ替えられたパソコンの中には、まだ使えるものもありますので、使える物については職員用として再配備する予定です。

○中田委員：小学校1校、中学校3校に配備するということですが、具体的にどこの学校でしょうか。

○峯島課長：生駒南第二小学校、生駒中学校、生駒北中学校及び大瀬中学校です。

○中井委員長：生駒市内のすべての小・中学校では何台配置されているのでしょうか。

○峯島課長：確かな数字ではございませんが、昨年度末現在で、1,650台程度配備しております。

○中井委員長：予算との兼ね合いもあると思いますが、もう少し台数を増やさなくても、情報教育の推進に支障はないのでしょうか。

○峯島課長：児童生徒が授業をうけるにあたっては、パソコン教室には1人1台配備し

ております。また、入れ替えに伴いまして、再配備できるものは教職員で利用し、使えるパソコンを徐々に増やしているところです。

○中井委員長：他にご質問等ありませんか。

それでは、「平成20年生駒市議会第3回（6月）定例会提出議案の意見について」は、すべて原案のとおりといたすことに、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。「平成20年生駒市議会第3回（6月）定例会提出議案の意見について」は、すべて原案のとおり提出をお願いします。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第14「生駒市教科用図書選定委員会の設置について」を議題といたします。

平成21年度使用小学校教科用図書採択にあたりまして、「生駒市教科用図書選定委員会を設置することについて」を議題といたします。これに関しましては、私の方からご説明いたします。

教科用図書（教科書）の採択とは、学校で使用する教科書を決定することであり、その権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号に基づき、生駒市立学校で使用する教科書については、その学校を設置する生駒市教育委員会にあります。

本年は小学校で使用する教科用図書の採択のため、生駒市教科用図書選定委員会を設置するものです。

よって、教科用図書の採択を、適正かつ公正に行うため、教育委員会の諮問に応じて必要な事項を調査審議する、生駒市教科用図書選定委員会を設置したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって、生駒市教科用図書選定委員会を設置することに決定します。

続いて、生駒市教科用図書選定委員会委員の選任についてでございますが、委員の皆様のお手元に、案として別紙を配布しております。これについて、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって、別紙名簿のとおり選任することにいたします。

なお、今回の教科用図書の内容については、前回の平成16年採択の際と変更がありませんので、前回の教科用図書調査委員会の資料をもとに審議できると考えています。そのため、調査を省略し、前回資料をもとに選定委員会で審議いただく予定をしております。

また、事務局をお願いしておきますが、各小学校の先生方の調査研究も必要と考えますが、現在使用している教科用図書についての所見を学校ごとにまとめるなど、選定委員会と協議しながら、円滑に行われるようご努力をお願いいたします。

○中井委員長：ほかにございませんか。

それでは、本日はこれにて閉会します。

~~~~~

午後3時 閉会